月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント･情報などを紹介する広報紙です

≪2023. 4 月号≫

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら↓

発行：〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16
ハローワーク秋田（電話 018-864-4111）

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力して下さい。

雇用保険適用課をご利用いただく事業主の皆さまへ

４月は雇用保険適用課の窓口が大変混雑いたします

混雑緩和のため
ご協力をお願いいたします

- ３月末離職の方の離職票発行手続きを優先いたします。４月入社の資格取得届は４月下旬以降の提出としていただきますようご協力をお願いいたします。
（提出期限は５月１０日です）

- 離職票が１０枚以上になる場合は、来所日を調整させていただく場合もございますので、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

雇用保険電子申請アドバイザーが支援します！

秋田労働局では、雇用保険制度に精通した社会保険労務士の資格があり、電子申請手続きについても経験・知識が豊富である方に、雇用保険電子申請アドバイザーを委嘱しています。
電子申請の具体的な手続きについて、訪問による説明・相談を行っております。

電子申請はこんなメリットがあります

●電子申請なら、２４時間・３６５日いつでも申請が可能です。
●個人情報の持ち運びが不要！個人情報保護の観点からも安全性が高まります。
●移動時間や郵送費などのコスト削減が期待できます。

【お問い合わせ先】
秋田労働局職業安定課　雇用保険担当（休祝日除く月～金曜日 8：30～17：15）
電話：０１８－８８３－０００７

事業所訪問は予約制となります。（スケジュールにより早急に対応できない場合があります。）

ハローワーク秋田にて相談会開催中！　毎月第２･３火曜日　１０：００～１６：００

【お問い合わせ先】ハローワーク秋田　雇用保険適用課　018-864-4111（部門コード 21＃）

令和５年度から「特定求職者雇用開発助成金」の見直しを行います

「特定求職者雇用開発助成金」とは、ハローワークなどの職業紹介により、就職が困難な方（障害者、高齢者、母子家庭の母など）を採用した事業主の方に対する助成制度です。
令和５年度から見直される主な内容（予定）は以下の通りです。

■令和５年度から見直し（予定）

コース名	見直し前	見直し後
成長分野等人材確保・育成コース 成長分野等の業務に従事させる事業主への助成	**【対象分野】** 成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する方 ⇒生産工程の業務、販売の業務、運送の業務なども含めて対象	**【対象分野】** 成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する方 ⇒**専門的職業に従事する方を対象** 例：プログラマー、システムエンジニア　など
	【対象労働者】経験者も対象	**【対象労働者】未経験者のみ**
生涯現役コース	**廃　止**	
特定就職困難者コース	生涯現役コースの廃止に伴い、**65 歳以上の方を新たに対象**	
被災者雇用開発コース	**廃　止**	
就職氷河期世代安定雇用実現コース	過去５年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が１年以下であり、かつ過去１年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方	過去５年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が１年以下であり、かつ過去１年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方。**ただし、妊娠、出産または育児を理由として正規雇用の職を離職した方でないこと**

令和５年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後変更される可能性があることにご注意ください。

「特定求職者雇用開発助成金」の提出書類に関するお知らせ

令和５年 10 月１日以降に採用した労働者について

有期雇用労働者の場合、雇用契約書に「自動更新」である旨が明記されていることが必要になります

現在、雇用契約書に自動更新の記載がない場合も、就業の実態や疎明内容等も踏まえて一部支給対象としていますが、より適正な支給を行うために、今後は、雇用契約書に「自動更新」である旨が明記されていることが必要となります。

現　行

例外的な取り扱いとして、**疎明書の提出**により、契約更新の**実態が有期雇用(自動更新)**であると判断できる場合は、助成対象とすることも限定的に認める。
［例外的な取り扱いとして、更新の**実態**も踏まえて判断］

変更後（R5.10.1～）

雇用契約書に有期雇用（自動更新）である旨、**明記されている場合**のみ助成対象とする。
［雇用契約書に**記載されている内容**により判断］

※審査にあたって、対象労働者本人に雇用契約の実態等について聞き取りを行う場合があります。

特定求職者雇用開発助成金のうち、以下の４コースが対象となります

- ■特定就職困難者コース
- ■発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- ■生活保護受給者等雇用開発コース
- ■成長分野等人材確保・育成コース

特定求職者雇用開発助成金の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください　⇒

【お問い合わせ先】ハローワーク秋田　企画部門　　018-864-4111（部門コード 32＃）

賃金引き上げ特設ページを開設！

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい！

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1
賃金引き上げに向けた**取り組み事例**の紹介

MENU2
地域・業種・職種ごとの**平均的な賃金検索機能**

MENU3
賃金引き上げに向けた**政府の支援策**の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額)(千円)	所定内給与額時給(円)	年間賞与等特別給(千円)
合　計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職　種	平均年齢	所定内給与額(月額)(千円)	所定内給与額時給(円)	年間賞与等特別給(千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり所定内給与額(円)	A県	1時間当たり所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶
https://www.saiteichingin.info/chingin/

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和５年度雇用保険料率のご案内

令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに 6/1000 に変更になります。
（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 7/1000 に変更になります）

負担者 ＼ 事業の種類	①労働者負担 失業等給付･育児休業給付の保険料率のみ	②事業主負担			①＋② 雇用保険料率
			失業等給付･育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
（令和４年 10 月～）	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	7/1000	3.5/1000	17.5/1000
（令和４年 10 月～）	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	7/1000	4.5/1000	18.5/1000
（令和４年 10 月～）	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

【お問い合わせ先】ハローワーク秋田　雇用保険適用課　　018-864-4111（部門コード 21＃）

ハローワーク秋田　雇用の動き（令和5年2月）

概況（全数）

新規求職者数は 1,633 人（前年同月比＋4.3%）で２ヶ月連続の増加となった。物価高騰の影響を背景に、収入増を希望する転職・Wワーク希望者、家事・育児従事者等長期無業者が求職活動を開始する動きが見られるなど、女性や在職者が増加したことが要因の一つである。有効求職者数は 6,092 人（前年同月比▲1.4%）で 20 ヶ月連続の減少となった。

新規求人数は 3,012 人（前年同月比＋2.4%）で２ヶ月連続の増加となった。医療・福祉の求人手控えや職業紹介・労働者派遣業で半導体不足等の影響を受ける製造工場からの派遣労働者の受注減による減少があったものの、食品製造業で新型コロナ対策の行動制限解除による人流増加に伴う受注増や金属製品製造業で事業拡大による求人提出で増加が見られたほか、小売業で新車の納入遅れに解消の兆しが見え始めたことによる店頭スタッフの求人や、生活関連サービス業のクリーニング業で繁忙時に備えた求人提出による増加が見られたことが要因の一つである。有効求人数は 8,552 人（前年同月比▲1.7%）で２ヶ月連続の減少となった。

有効求人倍率は前年同月比▲0.01 ポイントの 1.40 倍で４ヶ月ぶりの低下となった。

物価高や燃料費・光熱費の高騰が経営に及ぼす影響が大きいと先行きを不安視する事業所も多く、雇用調整助成金のコロナ特例経過措置終了などで中小零細企業の息切れ倒産の増加も懸念されるなど雇用失業情勢は不透明である。ただし、新型コロナ感染者数の落ち着きにより求職活動は活発化してきており、求人充足に向けて賃金向上を含めた求人条件向上の指導に努める。

【用語解説】

＊月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

＊月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。

＊月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率（全数）の推移

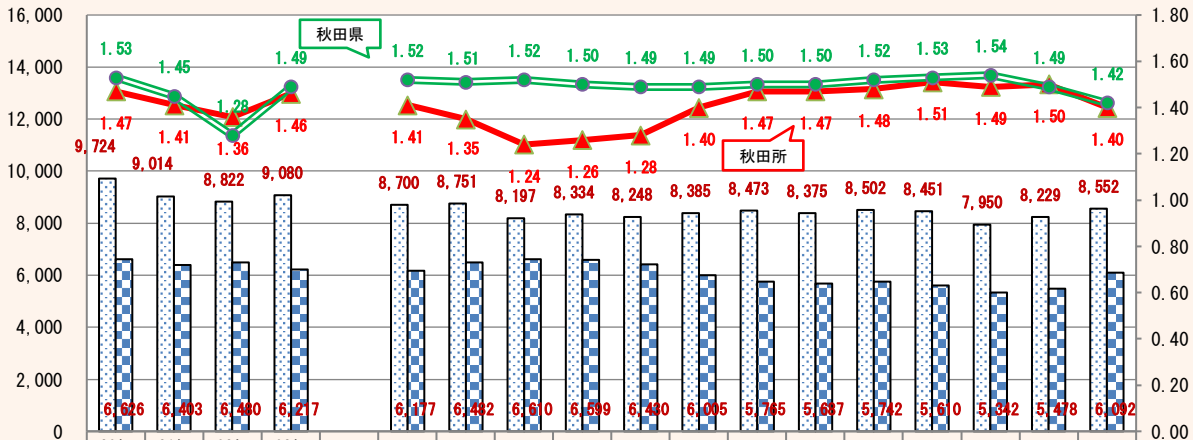

	30年度	31年度	02年度	03年度	04. 2	04. 3	04. 4	04. 5	04. 6	04. 7	04. 8	04. 9	04. 10	04. 11	04. 12	05. 01	05. 02
有効求人数	9,724	9,014	8,822	9,080	8,700	8,751	8,197	8,334	8,248	8,385	8,473	8,375	8,502	8,451	7,950	8,229	8,552
有効求職者数	6,626	6,403	6,480	6,217	6,177	6,482	6,610	6,599	6,430	6,005	5,765	5,687	5,742	5,610	5,342	5,478	6,092
求人倍率（秋田所）	1.47	1.41	1.36	1.46	1.41	1.35	1.24	1.26	1.28	1.40	1.47	1.47	1.48	1.51	1.49	1.50	1.40
求人倍率（秋田県）	1.53	1.45	1.28	1.49	1.52	1.51	1.52	1.50	1.49	1.49	1.50	1.50	1.52	1.53	1.54	1.49	1.42